

令和5年度埼玉県民間事業者CO2排出削減設備導入補助金（通常枠） Q&A

令和5年7月19日時点

質問	回答
○総論	
予算規模は。	約1億3千万円です。
○申請について	
令和4年度募集の埼玉県民間事業者CO2排出削減設備導入補助金（緊急対策枠）を受給した（受給予定である）が、申請できるか。	申請可能です。
申請書類受理から交付決定までは概ねどのくらいの期間を要するか。	申請書類がすべてそろった時点で審査をします。 交付決定は9月末ごろを見込んでいます。 なお、申請状況等により上記スケジュールと前後する場合があります。
昨年度決算が赤字だったが、その場合は申請はできないのか。	申請する上で、決算状況の制限はありません。
2つの事業所に太陽光発電設備を設置する場合に申請は個別の事業所ごとに行うのか。	申請は個別に行ってもらいますが、補助申請額は合算で500万円が上限となります。
リース契約での申請をする場合についても、リース会社2者分の見積書の提出が必要となるのか。	リース契約の場合、申請はリース会社及び中小企業者の連名となるため、リース会社については1者で構いませんが、リースにより取得する設備については（リース会社経由で）2者以上の見積が必要です。
設備更新の場合、現況設備（更新前）の写真撮影が困難な時は省略してよいか。	写真撮影が困難な場合は、まずは事前に県へご相談ください。その後、県より個別に対応方法をご連絡いたします。
○補助対象者について	
民間事業者の定義はなにか。	埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主をいいます。なお、会社の場合には、埼玉県中小企業振興条例第2条に定める中小企業者となります。また、事業活動を営んでいても公益目的等の事業者は、民間事業者とならない場合があります。
中小企業しか申請できないのですか。	会社の場合は中小企業のみとなります。
医療法人、学校法人、社会福祉法人等は申請できますか。	申請可能です。

事業所の運営開始から1年度経過していないが、申請は可能か。	<p>補助対象となる事業者は、県内事業所において1年以上継続して事業を営んでいることが必要です。</p> <p>さらに、申請時点で稼働期間が1年以上の県内事業所が対象事業所となります。</p> <p>このため、事業所の運営開始から1年経過していない事業所は、申請できません。</p> <p>なお、再生可能エネルギー利用設備の場合は、運営開始から1ヶ月以上経過していれば申請できます（ただし、県内事業所を1年以上営んでいる事業者であることは必要）。</p>
数年前に分社化されて、工場の敷地、建物及び設備は親会社が所有し、実際の事業所運営は子会社で運営している。設備整備の施工業者との契約は親会社名義で行うことになるが、その場合は申請書の提出は親会社、子会社のどちらの名義で提出するのか。	<p>申請書は設備の所有者での申請を想定しております。いずれにしても親会社、子会社の関係（出資関係など）や設備の使用権限を証明する書類を提出していただき確認します。</p> <p>疑義が生じるような場合は、事前にご相談ください。</p>
本社は埼玉県外にあるが、整備箇所は埼玉県内の事業所である。補助対象になるか。	補助対象事業の実施場所が埼玉県内の事業所であれば、補助対象となります。
申請を予定している建物が2階建てであり、1階が事業所、2階が事業所と自宅の共用の場合は、1階、2階部分とも補助対象となるか。	<p>1階部分については、事業所の運営開始から1年経過していれば、補助対象に該当します。</p> <p>ただし、2階部分については、不動産登記簿上居宅となっていないか等を審査のうえで個別に判定します。別途、追加確認資料をお願いする場合があります。</p>
当社はA社から会社分割により申請した法人である。県内の事業所（10年前から稼働）を有しているが、補助金の申請はできるか。	<p>本補助金の申請条件が一年以上継続して事業を営んでいる者としています。</p> <p>そのため、申請時点で設立後1年未満の場合は、申請できません。</p>
○補助対象事業について	
募集要領（4）の（補助対象事業の例）に重油焚ボイラーの都市ガスやLPG等への燃料転換と記載がされているが、重油焚ボイラーから重油焚ボイラーへの機種取り換えは対象になるか。	高効率省エネ設備への更新として、CO2削減量が3トン以上のボイラー本体設備の更新であれば対象となります。
古い空調設備の入れ替えを考えている。現在の設備は冷房のみであるが、冷暖房への切り替えは補助対象になるか。	現在冷房のみの空調が販売されていない場合は、冷房から冷暖房への更新でも対象となります。また、馬力についても、同出力のものが販売されていない場合、妥当性の範囲内で高出力の物への更新も可能です。

別々の建物（事業所）にそれぞれ別の設備を更新する場合、補助対象になるか。	例えば、所在地の異なるA工場でボイラー設備の更新、B工場に空調設備の更新をする場合、「同一法人であること」および「A工場、B工場ともに県内に所在すること」のいずれの要件も満たす場合は、補助対象となります。ただし、上限額はすべての申請合計で、500万円までとなります。
リースでの設備導入は対象ではないのか。	リース事業の場合、事業所設置事業者とリース事業者の共同事業として、連名（共同事業者）による応募、申請の場合は対象とします。
リース事業による対策と、自社調達による対策をあわせて申請することは可能ですか。	全てリースによる対策とするか、全て自社調達による対策にするか、どちらかで申請してください。
リースの場合、リース契約期間が対象設備の法定耐用年数より短い場合でも補助対象となるか。	法定耐用年数より短い契約でも認められます。（例：契約期間7年間の無償譲渡条件付リース）ただし、この場合、リース契約終了後も法定耐用年数期間まで継続して当該補助対象設備を使用できるような契約内容とする必要があります。
「レンタル」契約でも申請可能ですか。	レンタル契約での申請はできません。
すでに着工している事業も対象となるか。	対象となりません。
埼玉県内に新たに工場を新設しようとしている。省エネ機器や再生可能エネルギー活用設備を導入予定だが、補助対象になるか。	設備整備前よりCO ₂ 排出削減につながる設備導入が対象ですので、原則として既存事業所でのリプレイスが対象となります。したがって、新設工場は対象にはなりません。設備の増設についても同様です。 ただし、再生可能エネルギー利用設備（太陽光発電設備など）等については、新設工場でも申請時点で1か月の稼働期間があれば対象となります。
現在故障している設備の更新は対象となるか。	機器の更新が対象となりますので、使用できない設備の更新は対象とは認められません。
設備の更新をする場合、廃棄は直ちに行わなければならないのですか。	導入と同時に廃棄できない場合は、理由等について事前に相談してください。 基本的には、廃棄予定である設備について、事業期間中に配管等を完全に切り離すなどの措置を執るのであれば、廃棄と認められます。なお、その場合、事後に廃棄した結果を報告いただくことがあります。
自家消費用の太陽光発電設備を設置するにあたり、屋根等に行う基礎工事は対象となるか。	太陽光発電設備を設置するのに必要不可欠な工事であれば、対象となります。

既存の建物の屋上に太陽電池モジュールを設置する場合、屋上の防水工事は補助対象となるか。	建物側の工事になるので補助対象外となります。
発電量等を表示する広報用の表示装置は補助対象となりますか。	補助対象外となります。ただし、運転データ等取得のためのパソコンのモニターは補助対象となります。
同じ能力のボイラーを増築した場所に設置したいが、補助対象になるか。	同一敷地内でかつ更新の要件を満たせば対象設備となります。ただし、更新前（既存）設備は撤去する必要があります。
複数基のA重油ボイラーの内、一部をLPGガスへ燃転（更新）し、残りは重油のまま使用する場合、重油タンクを撤去しなくて良いか。	<p>タンクの撤去はしなくても良いですが、改造前の状態に容易に戻れないよう、取り外し部品等の処分を行ってください。</p> <p>なお、蒸気・冷温水配管については、対象設備間をつなぐものは対象とし、対象設備と対象外設備をつなぐものは対象外です。</p> <p>対象設備と対象外設備との共用部分がある場合は、原則定格流量比による按分相当額を対象とします。供給・配管設備費についても同様とします。</p> <p>燃転対象となるボイラーの撤去は必ず必要となります。</p>
LED照明は対象になるか。	照明設備は対象外です。
バイオマスボイラーは補助対象になるか。	既存設備からの置換えとして、バイオマスボイラーを導入することは補助対象になります。 新設することは補助対象外になります。
事業場・工場に属する自動車（営業車など事業場・工場の外を走るものを含む）をよりCO2の排出の少ない自動車（例：天然ガス自動車）に買い換えるのは設備補助の対象に含まれますか。	車両は補助対象なりません。
設置工事に必要な足場費や安全対策費等は補助対象経費になるか。	法令（労働安全衛生規則等）により、工事の際に設置が義務付けられている経費（仮設足場や安全対策費等）は、補助対象となります。
既設設備の撤去費は補助対象経費に含まれるか。	含まれません。
○添付書類について	
個人事業主の場合、開業証明書の提出をすることになっているが、30年以上前に取得はしたが紛失しており、再発行に一ヶ月以上必要になることで、申請が遅れてしまう。どうしたらよいか。	<p>証明書を提出してもらうのは、個人事業者として埼玉県内での営業の実態があるかを確認するためです。</p> <p>開業したことの証明書がない場合は、青色申告書等（議業期間が1年以上だと分かるもの）で代用していただいても結構です。</p> <p>ただし、審査の段階で不十分と判断した場合は、別途追加の資料をお願いする場合があります。</p>

「現況設備（更新前）の写真」はどのように撮影したらよいか。	全体像のほか、（名盤等に記載のある場合は）型番や製造年月日が分かる写真を提出してください。ただし、補助対象設備は全て写真を提出してください。一つ一つ撮影ではなく、複数をまとめて撮影しても構いませんが、どこに設備があるか分かるようにしてください。
「登記事項証明書（法人）」	「履歴事項全部証明書」という種別で取得してください。「現在事項全部証明書」ではありませんので、ご注意ください。
「営業届出済証明書（個人）」	市町村で取得します。市町村へ届出をしていない場合は取得できないため、税務署へ提出した「開業届の控え」を提出してください。なお、開業届の控えには税務署の受領印（収受印）が押印されている必要があります。
(法人) 県民税、事業税の滞納額がないことの証明書	県税事務所で「滞納がないことの証明」を取得してください。 なお、法人事業税、県民税が非課税の法人については、定款の写し等の、非課税であることが分かる資料を添付してください。
(個人) 県民税、事業税の滞納額がないことの証明書	個人事業税：県税事務所で「滞納がないことの証明」を取得してください。 県民税：市区町村での発行となります。お問合せは各市区町村へお願いします。「滞納がないことの証明」を取得してください。
「所有者からの承諾書」には何が記載されていれば良いか。	賃貸物件に設備を導入し、法定耐用年数に相当する期間中使用することに対して承諾を得てください。
補助要綱第6条第3項に定める「利益等排除を行った経費を補助対象経費とする」とはどういうことか。	補助対象経費は製造原価以内とするという意味です。外部からの仕入れ等の根拠が提示できない費目は補助対象外とします。 費用が発生している物に対して、補助金が支払われます。自社で工事を行う場合は、工事費が対象外となる可能性があります。見積書の内容を確認し審査します。
他の補助制度との併用は可能か。	本補助事業は、同一設備で国その他の補助制度との併用は認めません。 なお、県制度融資との併用は可能です。
補助金の受付は先着順か。	先着順ではありません。 募集期間内に申請のあった申請から、費用対効果順で、予算の範囲内で交付決定します。

代理申請、代行申請はできるか。	代理申請、代行申請はできません。なお、行政書士等の有資格者による代理申請は認められます。
交付申請の際に記載する設備は、その後の交付申請や、交付決定後の工事発注の際に機種が変更になることは認められるか。また、交付決定後に補助対象経費が変わるのは構わないか。	<p>あらかじめ県の承認が必要な場合がありますので、変更が発生すると分かった場合には必ず県に相談ください。</p> <p>補助対象経費が変わることは構いませんが、増えた場合でも補助金の上限額は交付決定額となる点にご留意ください。</p>
交付決定後に補助事業の廃止をした場合、ペナルティはあるか。	<p>交付決定後に補助事業の全部若しくは一部を廃止する場合は、県へその旨の申請をし、承認を受けなければなりません。その後、県が交付決定を取り消します。</p> <p>補助金受領前の交付決定取り消しによる罰則等は原則ありませんが、本事業への参加に当たっては、事業内容や手続の流れ等を熟知した上で、廃止等にならないよう、よくご検討された上での申請をお願いします。</p>
業者への支払いはいつまでにすればいいか。	実績報告書提出期限までに全ての支払を完了していただく必要があります。支払の完了とは、支払先が資金を受領した時点で完了となりますので、振込予約の段階は完了ではありません。また、支払は原則として銀行振込としております。手形や小切手での支払いは、事前に県への相談が必要となります。
割賦での支払いでは補助対象にならないか。	割賦での支払いは対象になりません。
補助金は、いつ受け取ることができますか。	<p>実績報告書を提出いただき、その後県が補助金額の確定をします。</p> <p>確定通知後、指定口座へ支払われます。</p>
補助金受給に関して何か制約があるか。	<p>補助要綱第22条に「他の経理と明確に区分」と定めておりませんので、通常の事業活動に伴う経理とは別の会計処理をしてください。</p> <p>補助金が運転資金に回されているような事実が発覚した場合には補助金を取り消す可能性があります。</p>